

公立大学法人宮城大学事務決裁規程

平成21年4月1日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学における事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 理事長、学長又は規程等により定める者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務の処理に関し、意思決定を行うことをいう。
- 二 専決 決裁責任者の権限に属する事務を、常時その者に代わって決裁することをいう。
- 三 代決 決裁責任者及び第4条の規定により専決権限を有する者に事故ある場合に、一時代わって決裁することをいう。

(決裁に係る手続き)

第3条 理事長又は学長の権限に属する事務について決裁を受ける場合は、当該決裁に係る事務を担当するグループリーダー（以下「担当グループリーダー」という。）、当該決裁に係る事務を担当する課室長（以下「担当課室長」という。）、事務局次長、事務局長、副学長（学長の権限に属する事務に係るものに限る。）、当該決裁に係る事務を担当する理事（以下「担当理事」という。）、副理事長又は学長、理事長の順に回議することを通例とする。この場合において、当該決裁に係る事務が他の理事の担当する事務に関係するときは、当該理事に合議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長又は学長の権限に属する事務のうち、学群、基盤教育群、研究科、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号）第38条第1項及び第39条第1項に規定するセンター（以下「センター」という。）の所掌事務に係るものについて決裁を受ける場合は、次に掲げる順に回議するものとする。

- 一 担当グループリーダー
- 二 研究推進・地域未来共創センターの所掌事務（研究推進・地域未来共創センター太白分室の所掌事務に係るものを除く。）にあつては、研究推進・地域未来共創センター副センター長
- 三 研究推進・地域未来共創センター太白分室の所掌事務に係るものにあつては、研究推進・地域未来共創センター太白分室の副分室長、分室長
- 四 担当課室長
- 五 当該決裁に係る事務を担当するセンターのセンター長（以下「センター長」という。）
- 六 事務局次長
- 七 事務局長
- 八 当該決裁に係る事務を担当する学群長、基盤教育群長及び研究科長
- 九 当該決裁に係る事務を担当する副学長及び理事
- 十 副理事長又は学長
- 十一 理事長

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他事案の内容により必要と認められる場合は、最初に決裁責任者の決裁を受けるものとする。

第1編 組織運営 事務決裁規程

(理事長又は学長の権限に属する事務に係る専決)

第4条 副理事長は、理事長の権限に属する事務のうち理事長の決裁を要しないと認める事務を専決することができる。

2 理事は、理事長の権限に属する事務のうち別表に掲げる事務を専決することができる。

3 学群長、基盤教育群長、研究科長及び副学群長は、理事長又は学長の権限に属する事務のうち別表に掲げる事務を専決することができる。

4 事務局長及び研究推進・地域未来共創センター長は、理事長又は学長の権限に属する事務のうち別表に掲げる事務を専決することができる。

5 前項の規定にかかわらず、事務局の課室長、研究推進・地域未来共創センター副センター長（総括担当）及び研究推進・地域未来共創センター太白分室の副分室長は、別に定めるところにより、それぞれ事務局長又は研究推進・地域未来共創センター長の専決事項に係る事務を専決することができる。

6 専門業務型裁量労働制が適用される教員は、その業務遂行上必要な旅行命令（教育研究に係るもので、4日以内の国内旅行に限る。）及び当該旅行命令に関する復命書の受理について専決することができる。ただし、理事長等の業務命令を妨げるものであってはならない。

7 前各項に定めるもののほか、事案の内容の軽微なものについては、それぞれの専決権限を有する者が類推して専決することができる。

(専決の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事務に関しては、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第6条 理事長又は学長の権限に属する事務について決裁を受ける場合において、理事長、学長又は専決権限を有する者に事故があるときは、次の表の区分に応じ第1順位者が代決し、第1順位者にも事故あるときは第2順位者が代決し、第2順位者にも事故あるときは第3順位者が代決することができる。

区 分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
理事長	副理事長	総務・人事労務担当理事	担当理事
学長	副学長※1	担当学群長等※2	担当副学群長※3
副理事長	総務・人事労務担当理事	事務局長	事務局次長
担当理事	総務・人事労務担当理事	事務局長	事務局次長
学群長	副学群長	学類長	
基盤教育群長	基盤教育副群長		
副学群長	学類長		
研究推進・地域未来共創センター長	研究推進・地域未来共創センター副センター長（総括担		

第 1 編組織運営 事務決裁規程

	当)		
研究推進・地域未来共創センター (太白分室分に限る。)	研究推進・地域未来共創センター太白分室長	研究推進・地域未来共創センター太白分室副分室長	
事務局長	事務局次長	担当課室長	

※1「副学長」は、学長が別に指名するものとする。

※2「担当学群長等」には、基盤教育群長を含む。

※3「担当副学群長等」には、基盤教育副群長を含む。

(後関)

第 7 条 前条の規定により代決した事務で、特に必要と認められるものは、速やかに、決裁責任者又は専決権限を有する者の後関を受けなければならない。

(合議)

第 8 条 第 3 条第 1 項に規定するもののほか、決裁を受けようとする事案が学群、基盤教育群、研究科又はセンターの所掌事務に密接に関連する場合において必要と認められるときは、あらかじめ、関係する学群長、研究科長又はセンター長に合議するものとする。

(細則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (H21.4.1 第 1 回理事会)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H22.3.24 第 19 回理事会)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第 41 回理事会)

この規程は、平成 23 年 4 月 27 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (H24.3.28 第 53 回理事会)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第 81 回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公立大学法人宮城大学地域連携センター地域振興事業部事務決裁規程の廃止)

2 公立大学法人宮城大学地域連携センター地域振興事業部事務決裁規程(平成 21 年宮城大学規程第 92 号)は、廃止する。

附 則 (H26.6.25 第 84 回理事会)

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第 94 回理事会)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第 107 回理事会)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 編組織運営 事務決裁規程

附 則 (H29.3.22 第 120 回理事会)

(施行期日)

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(学部に係る経過措置)
- この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学事務決裁規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 条第 2 項	学群	学群、学部
	学群長	学群長、学部長
第 4 条第 3 項	学群長	学群長、学部長
第 6 条の表（脚注を含む。）	担当学群長等	担当学群長、学部長等
	学群長	学群長及び学部長
	副学群長	副学群長及び副学部長
	学類長	学類長及び学科長
第 8 条	学群	学群、学部
	学群長	学群長、学部長
別表副理事長の項及び副学長 （特命担当を除く。）の項	学群長	学群長、学部長
別表学群長、基盤教育群長及び 研究科長の項	学群長	学群長、学部長
	学群	学群、学部
	副学群長	副学群長、副学部長
	看護学群	看護学群、看護学部
別表副学群長及び副基盤教育 群長の項	副学群長	副学群長、副学部長
	担当学群	担当学群、学部
	学群長	学群長、学部長

附 則 (H30.5.23 第 137 回理事会)

(施行期日)

- この規程は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
(学部に係る経過措置)
- この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学事務決裁規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 条第 2 項	学群	学群、学部
	学群長	学群長、学部長
第 4 条第 3 項	学群長	学群長、学部長
第 6 条の表（脚注を含む。）	担当学群長等	担当学群長、学部長等
	学群長	学群長及び学部長
	担当副学群長等	担当副学群長、副学部長

第1編 組織運営 事務決裁規程

		等
	副学群長	副学群長及び副学部長
	学類長	学類長及び学科長
第8条	学群	学群、学部
	学群長	学群長、学部長
別表学群長、基盤教育群長及び研究科長の項	学群長	学群長、学部長
	学群	学群、学部
	副学群長	副学群長、副学部長
	看護学群	看護学群、看護学部
別表副学群長及び副基盤教育群長の項	副学群長	副学群長、副学部長
	担当学群	担当学群、学部
	学群長	学群長、学部長

附 則（H30.10.31 第141回理事会）

この規程は、平成30年10月31日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則（R3.3.24 第172回理事会）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（R5.3.22 第198回理事会）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総務・人事労務を担当する理事

一 事務局長に関する次のこと。

- イ 年次有給休暇の届出の受理及び年次有給休暇の時季変更
- ロ 特別休暇の届出の受理及び承認
- ハ 傷病休暇の承認
- ニ 休日の振替
- ホ 旅行命令及びその復命の受理（教員の専決に係るものを除く。）
- ヘ 居住地離宅届の受理

二 法令等に基づく主管官公庁への協議、申請、報告等のうち、定例的又は軽易なもの

三 軽易な陳情の処理

四 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認（研究推進・地域未来共創センター長の専決に係るものを除く。）

五 教員に関する時間外勤務命令及び休日勤務命令

六 教職員に関する管理職員の特別勤務手当の対象となる勤務の実績の確認

七 有期雇用職員の任免

八 副学長、学群長、基盤教育群長、研究科長、研究推進・地域未来共創センター長及び事務職員に関する兼業の許可

財務・施設を担当する理事

財務事務に関する次のこと。

公立大学法人宮城大学会計規程実施規程（規程第89号。以下「会計規程実施規程」という。）別

表第 1 財務責任者の部、財務を担当する理事の項 6 に掲げる事項

学群長、基盤教育群長及び研究科長

一 学群又基盤教育群又は研究科に所属の主たる教育を担当する教員に関する次のこと。

イ 傷病休暇の承認

ロ 居住地離宅届の受理

二 副学群長、基盤教育副群長又は副研究科長に関する次のこと。

イ 年次有給休暇の届出の受理及び年次有給休暇の時季変更

ロ 特別休暇の届出の受理及び承認

ハ 休日の振替

ニ 兼業の許可

ホ 旅行命令及びその復命の受理（教員の専決に係るものを除く。）

ヘ 深夜勤務命令

三 特任教員に関する旅行命令及びその復命の受理

四 医療機関等に対する実習、演習等の受入れの依頼に関する事務（看護学群及び看護学研究科に限る。）

五 企業、団体、地方自治体等に対するインターンシップ等の受入れの依頼に関する事務

六 学術奨励及び研究助成金の応募申請に係る推薦書等の作成に関する事務

七 ティーチング・アシスタント及びリサーチアシスタントの申請に対する審査及び承認に関する事務

副学群長及び基盤教育副群長

担当学群及び基盤教育群の教員（副学長、学群長、基盤教育群長、研究科長、副学群長、基盤教育副群長及び副研究科長を除く。）に関する次のこと。

イ 年次有給休暇の届出の受理及び年次有給休暇の時季変更

ロ 特別休暇の届出の受理及び承認

ハ 休日の振替

ニ 兼業の許可

ホ 旅行命令及びその復命の受理（教員の専決に係るものを除く。）

ヘ 深夜勤務命令

研究推進・地域未来共創センター長

一 研究推進・地域未来共創センター所属職員事務分担の決定に関すること。

二 研究推進・地域未来共創センター所属教職員（研究推進・地域未来共創センター長を除く。）に関する次のこと。

イ 年次有給休暇の届出の受理及び年次有給休暇の時季変更

ロ 特別休暇の届出の受理及び承認

ハ 傷病休暇の承認

ニ 休日の振替

ホ 兼業の許可（専任教員に限る。）

ヘ 時間外勤務命令及び休日勤務命令

ト 旅行命令及びその復命の受理（教員の専決に係るものを除く。）

チ 居住地離宅届の受理

三 財務事務に関する次のこと（研究推進・地域未来共創センターの所掌に属するものに限る。以下次号から第 8 号までにおいて同じ。）。

第 1 編組織運営 事務決裁規程

会計規程実施規程別表第 1 財務責任者の部、研究推進・地域未来共創センター長の項に掲げる事項に掲げる事項

- 四 外部資金研究費及び受託事業等に係る通知、申請、届け、報告、照会、回答等の受理及び提出
- 五 定例的又は軽易な通知、申請、届け、報告、照会、回答等の受理及び提出
- 六 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認
- 七 公用自動車に係る運転命令及び報告の徴収
- 八 自家用自動車等の使用の承認
- 九 外部資金研究費及び受託事業等に係る契約の締結及び成果品の提出
- 十 リサーチアシスタント及びスチューデント・アシスタント（研究）の申請に対する審査及び承認に関する事務

事務局長

- 一 事務局所属職員の事務分担の決定
- 二 事務局職員（事務局長を除く。）に関する次のこと。
 - イ 年次有給休暇の届出の受理及び年次有給休暇の時季変更
 - ロ 特別休暇の届出の受理及び承認
 - ハ 傷病休暇の承認
 - ニ 休日の振替
 - ホ 時間外勤務命令及び休日勤務命令
 - ヘ 旅行命令及びその復命の受理
 - ト 居住地離宅届の受理
- 三 諸手当の認定及び決定
- 四 財務事務に関する次のこと
会計規程実施規程別表第 1 財務責任者の部、事務局長の項に掲げる事項及び同表財産管理責任者の部、事務局長の項に掲げる事項
- 五 行政文書等に関する次のこと。（研究推進・地域未来共創センター長の専決に係るものを除く。第 6 号から第 8 号までにおいて同じ。）
 - イ 定例的又は軽易なものの公示及び公表
 - ロ 定例的又は軽易な事実証明、謄本又は抄本の交付
 - ハ 定例的又は軽易な通知、申請、届け、報告、照会、回答等の受理及び提出（総務・人事労務を担当する理事の専決に係るものを除く。）
 - ニ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条に規定する開示決定（入学者選抜試験の成績に限る。）
- 六 定例的な各種行事の後援名義の使用及び共催の承認
- 七 公用自動車に係る運転命令及び報告の徴収
- 八 自家用自動車等の使用の承認
- 九 スチューデント・アシスタント（運営）の申請に対する審査及び承認に関する事務